

地方創生の推進に関する協定書

(信義誠実の尊重)

第4条 甲乙及び丙は、相互に協力し、誠実に本協定内容を履行するものとする。

海津市（以下「甲」という。）と株式会社大垣共立銀行（以下「乙」という。）及び株式会社OKB総研（以下「丙」という。）は、「まち・ひと・しごと創生」の各分野において、海津市における地方創生の課題解決を図るため、次のとおり「地方創生の推進に関する協定（以下「本協定」という。）」を締結する。

（目的）

第1条 甲乙及び丙は、各々の人的資源等を活用し、相互に幅広い連携・協力関係により、地方創生の諸課題に取り組むことで、新たな地域活力の創出に寄与することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 甲乙及び丙は、前条の目的を達成するため、それぞれ法令の範囲内で次の事項について連携協力する。

- (1) 海津市創生総合戦略の推進に関すること
- (2) まちの魅力向上に関すること
- (3) 産業振興に関すること
- (4) 移住定住に関すること
- (5) 海津ブランドの構築と観光振興に関すること
- (6) 子育て支援に関すること
- (7) 防災に関すること
- (8) 高齢者対策に関すること
- (9) その他、本協定の目的を達するために必要なこと

2 甲乙及び丙は、前項各号にかかる取組みについて、効果的かつ具体的に進めるため、必要に応じて協議を行うこととする。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙丙いずれかから申し出がない場合は、本協定の有効期間の満了の日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（反社会的勢力の排除）

第5条 甲乙及び丙は「岐阜県暴力団排除条例」を順守し、反社会的勢力とみなされる事業者等については、甲乙及び丙の支援対象としないものとする。

（守秘義務）

第6条 甲乙及び丙は、本協定に基づく活動に関し、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（雑則）

第7条 本協定に定めるもののほか、連携実施に関し必要な事項及び疑義が生じた事項については、甲乙及び丙がその都度協議して決める。

本協定の締結の証として、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成28年5月31日

甲 海津市海津町高須515
海津市
代表者 海津市長

松永清彦

乙 大垣市郭町三丁目98番地
株式会社大垣共立銀行
取締役頭取

土屋謙

丙 大垣市郭町二丁目25番地
株式会社OKB総研
代表取締役

五藤義徳